

岩手県土地利用審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第26号

岩手県土地利用審査会条例の一部を改正する条例

岩手県土地利用審査会条例（昭和49年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（任期）</u> 第2条 <u>委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p><u>（組織）</u> 第2条 <u>審査会は、委員7人をもって組織する。</u>  2 <u>委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。